

## 議案第57号

### 北上市成年後見制度利用促進審議会条例

#### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、北上市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度利用促進のための基本的な施策に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
- (3) その他成年後見制度利用促進に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議するため、北上市成年後見制度利用促進審議会を設置しようとするものである。